

鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲

提案事項	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲
移譲事務	有害鳥獣捕獲等の許可、許可証等の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消等	鳥獣の飼養の登録、登録票交付等	販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵とそれらを加工した食料品）の販売許可、許可証交付、違反者に対する措置命令、許可の取消等
本県の移譲状況	県内の全63市町村に特例条例により権限移譲済（平成20年度に移譲完了）	県内の全63市町村に特例条例により権限移譲済（平成12年度に移譲完了）	県内の61市町村に特例条例により権限移譲済
効果	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの相談や通報に対して、迅速な調査や地元狩猟者との円滑な連携がしやすく、農作物被害等に速やかに対応できる。	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの問い合わせや相談に対して、迅速に対応できる。	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの相談や通報に応じた事業者指導等に、迅速に対応できる。

現行法では都道府県の権限となっているが、事務の内容や権限移譲の状況を踏まえ、都道府県と市町村の法律上の役割分担を見直すべき

地方分権改革に関する提案募集 (埼玉県)

提案事項

保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し

求める措置の具体的内容

保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

【制度改革の必要性等】

住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

(待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。)

そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきである。

【制度改革の経緯】

第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。

ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。

(平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県内は3市))

埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。

特例措置の対象となった都市のうちの全てが独自基準を適用しているわけではないが、それらにおいても十分に検討し、自ら判断した結果である。

【地方分権改革推進委員会第3次勧告における委員会の認識要旨】

下記の地方分権改革推進委員会の第3次勧告における委員会の認識を踏まえ、他の地域についても自ら判断できるようにすることが分権型社会を進める上で不可欠である。

「義務付け・枠付けの見直しとは、国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである。

全国知事会等の提言等にある現実の具体的なニーズに対して、国の基準であることを維持したままで、その都度、国が個々に基準の見直し措置を講じたりするだけでは、地方分権改革の名には値しない。

地方分権改革を進め、「地方政府」を確立する観点からは、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないというのが当委員会の基本認識である。」